

## 日立商工会議所会頭杯野球大会実行委員会設置規則

### (目的・名称)

第1条 本商工会議所は、日立商工会議所会頭杯野球大会実施要綱、日立商工会議所会頭杯野球大会規定（以下「要綱・規定」という。）の適正な運用を行うため日立商工会議所会頭杯野球大会実行委員会（以下「実行委員会」という。）を置く。

### (職務)

第2条 実行委員会は、日立商工会議所会頭杯野球大会参加申込みの内容について要綱第9項の参加資格に適するか否かを審査し、可否の決定を行う。

2. 「要綱・規定」の適正な運用を自チームに留まらず多くの参加選手に広く促す。

### (実行委員)

第3条 実行委員には本大会の要綱・規定を全て理解し承し参加申込み行った各チームから1名と茨城県軟式野球連盟日立支部から若干名を置く。

2. 実行委員長は前回優勝チームの実行委員、副実行委員長は準優勝チームの実行委員が就任する。

3. 正副実行委員長に該当するチームが不参加の場合は実行委員の互選により決定する。

4. 実行委員は実行委員会の決定事項に従わなければならない。

5. 実行委員会の決定事項並びに要綱・規定に関して自チーム及びチームに関係する第三者から異議があった場合は、そのチームの実行委員が責任をもって対処する。

6. 実行委員会に諸般の事情で出席できない場合は、委任状を提出し自チーム登録選手から代理出席を認める。

### (任期)

第4条 実行委員の任期は参加申込時から大会終了までとする。

### (実行委員会の開催・表決)

第5条 実行委員会は要綱9項(3)⑦、14項、15項に基づき開催する。

2. 実行委員会における可否の決定は、出席者の半数以上の賛同とする。

3. 実行委員会には本人確認のため、顔写真入りで本人であることが確認できる運転免許証、社員証等を提示する。

### (実行委員会の事務局)

第6条 実行委員会の運営に関する事務局を、日立商工会議所内に置く。

### (その他)

第7条 本規則に定めのない事項で必要と思われる事項が発生した場合は、正副実行委員長と茨城県軟式野球連盟日立支部と事務局で協議の上処理する。

附 則 この規定は平成26年5月30日から施行する。